

正倉院の繊維製品と調庸関係銘文

——松嶋順正『正倉院宝物銘文集成』第三編補訂 前編

杉本 一樹

はじめに

宮内庁正倉院事務所では、平成二五年から同二七年の三カ年にわたって、麻繊維に注目した宝物の特別調査を実施した。その際に調査資料として選取された品の多くは、古代に製織され、衣服ほか各種製品に使用された麻布であった。その麻布は、どのように素材から製品に転生したのか。いかなる性格のもので、なぜ正倉院に伝来したのか。基本的なところを把握し、詳細な現物の調査から導かれる個別の情報と結びつけることは、極めて有意義なことと思われる。筆者は、特別調査の期間ののち、正倉院事務所に平成二八年度まで在職し、同二九年度は同所宝物調査員として引き続き調査に携わった。本稿の基礎になった調査および釈文の検討は、正倉院事務所各担当者の協力を得て、平成二八年～三〇年に行ったものである。はじめに概観を示す。正倉院には数多くの麻・絹製の衣服ほか繊維製品が現存する。その一部に、墨書の銘記をもつものがあるが、これは製品の

素材となった麻布・絁が生産者から税として貢納された際に記入された文字である。ここから敷衍して、正倉院に伝存する麻布・絁の多くは、奈良時代の律令制のもとで税として規定（賦役令に関連条文がある）された調・庸に由来すると思われる。なお、麻布は、古代ではただ「布」と表記するのが普通で、より正確に言えば、布は、調・庸いずれの品目ともなり、絁は調の品目としてのみ見える。また、布・絁は、律令国家が発行した銭貨と並んで、それに近い機能を認められており、当時は支払い手段としても通用していた。

このような調庸関係銘文は、日本古代史の分野では、民衆支配、税の収奪の具体相をうかがう材料として重視されてきた。調庸制の分析のさいに出土木簡と相互補完的な研究資料として扱うという視角はひろく受け入れられている。

この点で画期となったのは正倉院に永年奉職された松嶋順正氏による銘文の紹介であり、その到達点は、『正倉院宝物銘文集成』第三編調庸関係銘文として一覧することができる。^①紙や木に書かれたものとはまた違った読

みにくさのある繊維製品を対象として、高い釈読の精度を保ちながら、良質の史料集としてまとめ上げられた点は、今その跡をたどり直しても感銘をうける。ただ、「史料集」の宿命として、利用者はいきおいその文字に書かれた内容を主として利用することになる。主要な銘文には、ほとんどのものに図版が添えられているが、それでも文字情報に比べて、現物からの減衰の度合いは大きくなる。今回、麻の特別調査の関連調査として銘文についての現物確認を進めるうち、『正倉院宝物銘文集成』第三編について若干の補訂を行い得たので、この場を借りて報告することとしたい。成稿にあたっては、個々の布と銘文を合わせた個性の記述に留意した。麻の特別調査本体が、ミクロな視点からのボトムアップという形式をとることが予想されたので、これと整合させる意味もある⁽²⁾。

なお、釈文の追加訂正を行った箇所は、赤外線写真でも不鮮明であり、新規撮影の困難な場合が多く、本号での図版掲載は見送ることとした。

一 『正倉院宝物銘文集成』第三編調庸関係銘文 補訂

本節では、『正倉院宝物銘文集成』第三編補訂版を提示し、若干の所見を加える（参照箇所等を《 》で示す）。

特別調査との関連でいえば緇の銘文については直接の対象外となるが、奈良時代の麻布の具体相を考えるとき、織りの技法によって生み出されたという共通の立脚点にある絹織物について最初から顧慮しないのも狭い考えのように思われる。そこで綾・調綿紙箋とともに本稿の範囲に含めたが、

麻布以外の品は次号以降に分割掲載することとした。

全体の体裁は、項目名と排列、組版上の約束事など、概ね松嶋原著を念頭においているが、やむを得ず変更したところも少なくない。個別に述べれば以下の通りである。

品目の採択・排列方針 原著のNo.（一～一四四）を基準に、追加分（前編では追加一～追加三四）を適宜織り込むことにした。今回は、年月記載・国印によって調庸と認定し、追加した事例がある。原著では国名が明らかなものを先に立て、その中でも全体に東から西へと国が並ぶように排列する。このため京畿内を中心に四方へ伸びる七道制とは一致しないが、大きく東と西との特徴を捉えることが可能となっている。国名未詳分は、その後に製品の種類（宝物名に反映）ごとに適宜類聚して並べる。結果として、原著既出分も含めてNo.の不齊が生じているが、この欠を補うため、収録対象の全体を総合表として後編に付載する。

項目名 原著の記載を尊重したが、訂正を加えた場合はその内容を後に注記した。◎以下が本稿で新たに加えた注記である。釈文については、現時点での釈読結果を示し、原著との異なる示し方は一定していない。原著の図版番号も標題部から除いて注記に移した。注記に加えた情報として、以下のものがある。

縦横の寸法 長さ・幅の完全長が知られるものに加え、破損や製品化のため現状が本来の寸法を反映しない場合でも、参考となる場合は記す（単位はcm）。

銘文の位置 (1) 現状の製品においてどこに書かれているかは、原著

に準拠して釈文に付記するものと、新たに加えた注記の中で説明する場合があり、一定しない。(2)元の織物のどの位置に銘文が書かれたかは、今回新たに加えた情報である。その方式としては、織物の端であるところの切断面が、掲出した釈文との位置関係で左右どちらの側に来るかを示した。左端・右端、もしくは首端・尾端という表現は、卷子本の典籍のように、首尾や表裏があらかじめ決まっている場合には自ずと一意に定まるが、布・緋の場合は、裂地そのものの表裏や天地逆の記入を考慮に入れると、相対的にしか決定できないためである。

織り耳 裂地の端を画する織り耳については、残存、または裁断破損等による欠失といった状態について注記し、銘文の記入された高さ、上方・下方への続きかたやその先の存否などをうかがうための資とした。

国印 原著では印影の位置・個数を釈文上に図形として直接表示する。印の捺しかたが一目で分かる優れた工夫であるが、本稿では組版の都合でその方式を採らず、注記の中でふれることとした。布に捺されたものは、実測値で一辺の長さは五・八〜六・二cmほどを測る。そこには歪み・伸縮・色の移りや飛び散りなどによるノイズが混入し、不鮮明な印影が多い。国印は正倉院文書・東南院文書のなかに既知のものが多数あることに鑑み、寸法については一々記さなかった。

参照項目 このほか注記末尾には、麻の調査報告書としての参照項目を付している。正倉院の織維に関する先行研究である布目順郎「正倉院の織維類について」(『書陵部紀要』第二六号³⁾)は、『正倉院宝物銘文集』第三編と対象が重なる部分が多い。同論考では調査結果を絹・麻に分けて掲げ

ているので、本稿では「布目絹No.」「布目麻No.」の略称で示した。また、今回の麻調査全体のリストとの対照は、本号掲載の「正倉院宝物特別調査麻調査報告」の調査品目No.によって「本編No.」のかたちで行った。織り密度・糸の太さなどの基礎データも、これらの論考に譲った。

前編 布の部

◆ 常陸国 【一〜二は後編に採録】

三 白布 第二七号其一 (中倉二〇二第九八号櫃)

常陸國筑波郡栗原郷戸主多治比部小里戸多比部家主輪調曝布壹端長四丈二尺

廣二尺四寸
|| 專當 國司介從五位上佐伯宿祢美濃麻呂 天平寶字七年十月
郡司擬主帳无位中臣部廣敷

◎調の曝布。両耳を存し幅六九cm。銘文の右が布の端。国郡名にかけて朱方印「常陸國印」一顆。調銘文の反対端に「四尺一寸」の墨書があり、現存長(一二五cm)に概ね一致する。戸主名「小里」を読み切った。原著図版96。布目麻No.41・42。本編No.2-37。

四 屏風下張布 (屏風心布第一一号) (中倉二〇二第七三号櫃)

(常陸國筑波郡カ)
栗□郷占マ猪万呂枚沼小諸
(原)

◎屏風の下地を形成する布で、後掲六・追加二と継ぎ合せて屏風の同じ扇

に使用された。現在では下地の骨(木製)から剥ぎ取られた状態で保管されている。いずれも織り目の粗い布で、屏風の下張りにはこの種の麁布が使用されるのが通例である。両耳を存し幅七一・八cm。銘文の右が布の端。郷名から人名「猪方」の高さで、文字を外した左方に朱方印「常陸國印」一顆。所属表記を訂正。原著図版97。

五 鍾乳床裏 (北倉八一)

常陸國信太郡大野郷戸主生部衣麻呂調壹端專當國司正八位上志貴上連秋嶋郡司擬主政无位物部大川 〓

〓 天平勝寶四年十月一日

(同裏)「大野郷生マ金万呂」

◎現状は広がった一枚布の状態で、両耳を存し幅七二cm。現状の長辺が布幅にあたる。調銘の右が布の端。国郡名にかけて右辺を揃えるように朱方印「常陸國印」一顆。原著で写真未紹介の裏の墨書は、同じ端の裏側に、表の墨書と天を同じに揃えて書かれている。表とは異筆。布の端ぎりぎりに書かれた裏の墨書が先に、国印のある表が後に書かれたものである。鍾乳床裏の銘文は調銘と直交する方向で書かれる《第二編七》。最近の調査で、本品は膾蜜袋第四号の一部を切り取って二次的に裏として使用されたものであることが判明した。調銘は旧袋では口縁の位置に来ていた。膾蜜は天平勝寶八歳の献納薬物の一つである。『正倉院紀要』第三七・三九号年次報告参照。表は原著図版98。布目麻No.21・22。本編No.216。

六 屏風下張布 (屏風心布第一号) (中倉二〇二第七三号櫃)

常陸國交易 天平勝寶五年

(同裏、表と天地逆)「信太郡嶋〔津カ〕郷戸主〔丈カ〕マ三田次戸〔物マカ〕嶋」

◎屏風の下地を形成する布で、前掲四・追加二と同一製品に用いられる。「交易(布)」と記され、織り目の粗い布である。一幅の布幅をそのまま使ったと思われ、天辺は織り耳、地辺は寸法調整のために僅かに切断され、幅七一・五cm存。銘文の右が布の端。国名にかけて朱方印「常陸國印」一顆。原著図版99に表裏の墨書が掲げられているが、裏の墨書は、表の墨書と天地逆の位置関係で、天辺(表の墨書基準では地辺)から書かれている。書きぶりは整わず、表とは異筆。布の端ぎりぎりに書かれた裏の墨書が先に、国印のある表が後に書かれたものである。文字は両面ともやや大ぶり。裏の写真に写るフリンジ状の結び目は、織り始め(もしくは織り止め)の端糸の処理法の一種と見られる。原著の所属表記を訂正。布目麻No.49・50。

七 馬鞍腹帯 三条 並白布、馬鞍第一号・第二号・第四号 (中倉一二)

常陸國茨城郡大幡郷戸主大田部馬麻呂調壹端專當國司史生正八位上志貴上連秋嶋郡司擬主帳従八位下茨城〔家依〕 〓

〓 天平勝寶四年十月

◎鞍を馬の胴に装着するための帯。調布一幅を裁って三枚の带状の布とし、二つ折りのち変則三つ折りにして作った幅四・五cmの帯を、鞍三具の腹帯とする。上から第一号・第四号・第二号の順に接合して両耳が揃い、幅約六

五 cm。銘文の右が布の端。国郡名にかけて朱方印「常陸國印」一類。郡司名の判読は毎日新聞社『正倉院宝物』4中倉Iを参照したが難読。原著図版100。布目麻No.27・28。本編No.2124(4)。『正倉院紀要』第四〇号年次報告。

八 臈蜜袋 第二号 (北倉九八ノ二)

常陸國行方郡逢鹿郷戸主建部身磨調布壹端 專當國司史生正八位上高志史廣道 郡司大領外正八位下壬生直足人 〓

〓 天平勝寶五年十月

◎一幅の布を二つ折りにして両脇を縫い閉じた袋。袋口近くの表側に、口縁に沿って調銘が書かれる。両耳を存し幅約六九・五 cm。銘文の右が布の端。国郡名にかけて朱方印「常陸國印」一類。臈蜜袋の銘文は調銘と直交する向きに書く《第二編一(2)》。臈蜜は天平勝寶八歳の献納藥物の一つ。『正倉院紀要』第三九号年次報告参照。原著図版101。布目麻No.23・24。本編No.2112。

九 布袋 第一四号 (南倉一四四ノ一四)

常陸國行方郡逢鹿郷戸主壬生直宮万呂調布壹端 專當國司史生正八位上高志史廣道 郡司大領外正八位下壬生直足人 〓

〓 天平勝寶五年十月

◎布一幅を二つ折りにして半幅にし、脇・底を縫い閉じた袋。現状では縫い目が開いて布一枚の状態となる。袋の口縁内部に当たる位置に調銘がある。両耳を存し幅六八 cm。銘文の右が布の端で空きが約四・五 cmと比較的ゆつたりしている。国郡名にかけて朱方印「常陸國印」一類。布目麻No.31・32。本編

No.2156。

一〇 布幟 衣四五号 (中倉二〇二第一一一号櫃)

常陸國行方郡高家郷戸主大伴部荒嶋白曝調布壹端 專當國醫 郡司擬少領 〓

◎布一幅半を縫いで方形の一枚布に仕立てた品。「白曝調布」の銘は、その半幅のほうにあり、切断のため下方を欠失。同裂を継いだ可能性があり、この場合は幅が完全に残っている七〇 cmが布幅となる。銘文の右が布の端。国郡名にかけて朱方印「常陸國印」一類。原著で別筆書入れとする「三殿」は、製品としての使用時に加えたものであろう。原著図版102。布目麻No.33・34。

一一 白布 第一八号 (中倉二〇二第七三号櫃)

常陸國行方郡行郷戸主雀部根麻呂戸口雀部 〓調布壹端 〓

〓 郡司主帳外大初位上他田舎人部 〓 (高磨九)

◎調布。両耳を存し幅六九・一 cm。銘文の右が布の端。調銘の右半は下方で端の切断面にかかって欠失。国郡名にかけて朱方印「常陸國印」一類(大きく歪んで左に偏心。右辺布端にかかって欠失)。原著図版103。布目麻No.39・40。

一二 白布 (中倉二〇二第二二一号櫃)

〓 〓 〓 〓 (常陸國行方郡)
〓 〓 〓 〓 (領外正八下壬生直足人)
〓 〓 〓 〓 (郡司大)
天平勝寶五年十月

◎使途不明の布。両耳を存し幅六五・五cm。現存長約九二cm。縫い目・針穴等見えず、単体の裏などに使用されたか。端の切断面(本来の布端より内側)にかかって調銘の下方、左側の一部が残る。銘文の右が布の端。上方天辺近くには国印の外郭左辺と見られる朱印影が僅存する。

一三 人參袋 第四号 (北倉九四ノ四)

常陸國鹿嶋郡高家郷戸主占部手志戸占部鳥磨調曝布壹端

|| 專當國司史生正八位上志貴連秋嶋郡司擬少領无位中臣鹿嶋連浪足

天平勝寶四年十月

◎一幅の布を二つ折りにして両脇を縫い閉じた袋。袋の口縁内部に「調曝布」銘。両耳を存し幅七〇・六cm。銘文の右が布の端。国郡名にかけて朱方印「常陸國印」一類。人參の斤量検定に関わる銘記は《松嶋第一編三九二(4)》。人參は天平勝寶八歳の猷納薬物の一つで、人參袋第二号も常陸国調曝製である(追加一)。『正倉院紀要』第三八号年次報告参照。原著図版104。布目麻No. 25・26。本編No. 2・10。

一四 白布 第三〇号(雑六一) (中倉二〇二第九三号櫃)

常陸國那賀郡吉田郷戸主君子部忍磨戸君子部真石調曝布壹端 天平勝寶四年十月

◎調曝。両耳を存し幅七〇・六cm。銘文の右が布の端で空きが約六cmと比較的ゆつたりしている。国郡郷名にかけて朱方印「常陸國印」一類(やや左に偏心)。原著図版105。布目麻No. 43・44。

一五 白布 第九号其一 (中倉二〇二第七三号櫃)

常陸國那賀郡高安郷戸主宇治部花磨戸宇治部小中調曝布壹端長四丈三尺

|| 專當國司大掾正六位上池原君豊石郡司擬少領大初位下宇治部大成 天平寶字元年十月

◎調曝布。両耳を存し幅七三cm。銘文の右が布の端で、ほつれが見られる。国郡名の周辺には黄褐色に染まった繊維が観察され、国印の痕跡と見られる。郷名「大井」を再釈読により変更した。原著図版106。布目麻No. 35・36。本編No. 2・33。

一六 白布 第一〇号 (中倉二〇二第七三号櫃)

常陸國那賀郡荒墓郷戸主土師部黒麻呂戸雀部奈為磨調曝布壹端 天平十五年十月

◎調曝。両耳を存し幅七二・三cm。銘文の右が布の端。国郡名にかけて朱方印「常陸國印」一類(やや左に偏心するが傾きはそれほど甚だしくない)。原著図版107。なお一七参照。布目麻No. 37・38。

一七・一三九 白布 第四五号・第五一号

(中倉二〇二第九八号櫃、第一一一号櫃)

常陸國那賀郡荒墓郷戸主土師部黒麻呂戸雀部奈為磨調曝布壹端 天平十五年十月

◎それぞれ半幅(三五cm、三六・五cm)の布として別々に整理されている二枚が上下に接合する。緯糸のムラなど切断面を挟んで状態が合致する。この

本品では、布幅を深さ方向に用い、長さ方向に二つ折りにして作る。長さ方向で布地が二四cmほど継ぎ足され、この布に銘文がある。主体部の布より目が粗く別布である。袋の深さ方向は完存、天地の織り目を存し幅七一cm。銘文の左が布の端。人名は天辺寄りに書かれ、書き出しに合わせて朱方印「常陸國印」一顆。印文の判読に基づき国名未詳の部分からここに移した。

一二一 揩布屏風袋残欠 第六四号ノ二一 (中倉二〇二第九三号櫃)

(天平勝寶五年十一月)

◎屏風袋残片。胴部腹側の裕布が残る。口縁部裏裂の内面に銘文がある。天は切断、地は破損して幅二九cm存。銘文は天から少し下がって書き出し、その左が布の端。年月にかけて朱方印「常陸國印」一顆。

追加一 人參袋 第二号 (北倉九四ノ二)

(袋口内側墨書)  布壹端 天平勝寶四年十月

◎袋の口縁折り返しの内側に調布銘がある。天辺は縫い目に隠れているが、両耳を存し、織り幅約七二cm(縫い目から縫い目まで幅六九cm)。銘文の右が布の端。国郡名にかけて朱方印「常陸國印」一顆。人參袋第四号(一三)も常陸国調布製で、同じ位置に銘文がある。人參の斤量検定に関わる銘記は《第一編三九二(2)》。『正倉院紀要』第三八号年次報告参照(斤量検定銘記の補訂もあり)。本編No.218。

追加二 屏風下張布 第二一号 (中倉二〇二第七三号櫃)

(墨書なし)

◎屏風の下地を形成する布で、目の粗い布。六・四と継ぎ合せて屏風の同じ扇に使用された。いずれも織り目の粗い布で、「交易(布)」と明記された六の存在から、これも常陸国交易布と推定される。幅七二・七cm。「常陸國印」一顆を捺す。国印の右が布の端。

◆ 下野国

二〇 白布 第二一号 (中倉二〇二第二一一号櫃)

下野國那須郡熊田郷丸子部黒須調布一端 長四丈二尺 (別筆) 「長四丈二尺」「四幅」

◎調布。両耳を存し幅六九・五cm。銘文の右が布の端。国郡名・年月にかけて朱方印「下野國印」二顆(文字と右揃え。左に偏心)。銘文は行が右方布端に向かつて流れる傾向にある。年月は小ぶりの別筆。人名の読みを改めた。原著で別筆と注記するもう一つの「長四丈二尺」「四幅」(それぞれも別筆か)は、布一端を四幅継いで帳のような品を製作したことを示し、調銘ではない。現存長四四三cm。原著図版111。布目麻No.17・18。

二一 白布 (函装五七ノ一)

下野國那須郡熊田郷 [調布一端 長四丈二尺] (別筆)
[天平十三年十月]

(他端、別筆) 「下野國」

◎一端完存の調布。長さ一三三〇cm、両耳を存し幅七〇・五cm。両端の墨書は同じ面に書かれ、初めの銘文(仮に首端とする)の右、他端(仮に尾端とする)の銘文の左に布の端が来る。首端の年月は小ぶりの別筆で、尾端天辺近くから書かれる「下野國」と同筆と見られる。首端の国印は、国郡名・年月にかけて朱方印「下野國印」二顆(文字と右揃え。左に偏心)。尾端では国名にかけて一顆(文字と左揃え。右に偏心)。尾端の墨書・国印を新たに紹介した。原著図版112。布目麻No.19・20。

追加三 白布 (中倉二〇二第二二二号櫃 布塵芥)

下野國

◎白布。旧宝物調書に「墨書アル裂」とある未整理品の内の一枚。布幅を高さとする裾広がり形状(左辺は斜めに破れ。横最大約三二cm)。地辺に針目があり製品の残片である。両耳を存し幅約七〇cm。天辺から二・七cm下がり小ぶりの国名を書く(二二尾端の「下野國」と似る)。銘文の左が布の端。朱方印「下野國印」一顆。印の左方が切断されており、現状は本来の布端より内側と見られる。

◆ 上野国 [二七は後編に採録]

二二 措布屏風袋 第三号 (北倉四五ノ三)

- (1) 上野國碓氷郡飽馬郷戸主凡人部(右襖外側布内面)龍麻呂庸布壹段長二丈八尺 廣二尺四寸
- (2) 上野國多胡郡山部郷戸主秦人部(左襖内側布内面)高麻呂庸布壹段長二丈八尺 廣二尺四寸

【措布屏風袋概要】屏風を畳んで収納するための袋。措布とは、花文を褐色の搦模様であらわした布を指す。正倉院に現存する屏風袋は、天平勝宝五年に東大寺で行われた仁王会に使用された屏風と、天平勝宝八歳の猷納屏風との二系統がある。その形状は状袋様で、あわせ袷立で作られ、両側面に襠裂まぢを入れ、長い口覆いをそなえる。胴部から口覆いまでは基本的に一つづきの裂地が用意され、これは一幅の布を長さ方向に使用する。左右の襠は、四分の一幅に裁った布を二枚重ねとする。实例では庸布を素材に作ることが多い。庸布一段の分量は、標準的な屏風を折畳んで納める袷仕立の袋一口分を満たすが、実際は継ぎ足しの事例も多く見られ、袋一口が同じ布地から作られるとは限らない。なお、北倉所属の措布屏風袋第一(三号)二二、二六、追加四、追加二〇)については『正倉院紀要』第四〇号年次報告参照。

◎措布屏風袋第三号は、仁王会系の屏風袋である。現状は、胴部から左右の襠が分離した状態。襠は、四分の一幅に裁った布の墨書のある側同士をあわせて二枚重ねで作るが、元の布としては上下に接合し、一幅の上半(幅三五〜三六cm。天辺の織り耳は確認できない)が復原される。そこに記された庸銘が(1)(2)であり、ともに下方を欠失、銘文の左が布の端、国郡名と墨書

「壹段」を中心とする箇所、朱方印「上野國印」二顆（文字の中心揃え）、といった共通点がある。なお、(1)の質感は、胴部の外面に使用されている布に近く、同じ裂である可能性がある(追加四参照)。屏風袋の銘文は《第一編二五七(3)》。口覆い裏の「矢田部昨麻呂」の墨記は、屏風袋の製作者であろう。原著図版113・114。(1)は本編No.2-15③⑤、(2)はNo.2-15④⑥。

追加四 揩布屏風袋 第三号 (北倉四五ノ三)

天平感寶^{〔元年〕}
□□

◎仁王会系の屏風袋(二二参照)。第三号の胴部は、口縁から始まる表裂が前面の腹部、袋底、後面(背)、口覆いと廻り、折り返してそのまま裾の裏裂となつて内面の背、底、腹部に続き、腹部の途中でもう一方の端となる。ここまで約六七〇cm、その先口縁に戻る間の裏裂は別布を継ぐ。この主裂の端の外面(袋の内側に見える面)に銘文がある。天辺は切断、地辺は織り耳。幅六二cm存。銘文は現状の天から二〇cmほど下がって書き出し、銘文の左が布の端。銘文の天揃えで朱方印「上野國印」一顆を押す。この布の質感は、襦に使われている上野国碓氷郡庸布(二二(1))に近く、同じ裂すなわち布の両端の銘文の可能性がある。屏風袋の銘文は《第一編二五七(3)》。本編No.2-15①②。『正倉院紀要』第四〇号年次報告。

二三 白布 第一一号 (中倉二〇二第一一一号櫃)

上野國羣馬郡利[□]郷上毛野朝臣甥調布壹端^{長四丈二尺 廣二尺四寸} 天平十三年十月

◎調布。両耳を存し幅七二・〇cm。銘文の左が布の端。国郡名、輪納記載の尾端(墨書「壹端」以下)、年月の計三箇所、朱方印「上野國印」三顆(文字の中心揃え)。調銘の右方に大きく「東大寺」の墨書がある《未収》。原著の「多胡郡」を群馬郡に改めた結果、郷名の「八田」も捨てることになる。一字目が「利」から始まる郷名には和名抄の「利刈^{とかり}(止加利)」がある。このあたりは、墨が滲んで不明瞭だが、二字目は「刈」とは別字に見える。原著図版115。布目麻No.9・10。

二四 白布 第四号其一 (中倉二〇二第九八号櫃)

上野國緑野郡小野郷戸主額田部君馬稻調布壹端^{長四丈二尺 廣二尺四寸}

◎調布。上は本来の端に近いがほつれて織り耳見えず、下端は織り耳を折り込んで縫い、端の始末をしている。現存幅六九・六cm。銘文の左が布の端。この布端は不整形で、下方では内側に湾曲して銘文の位置まで切れ込んでいゝ。このため年月記載あたりは欠失し、存否不明である。国郡名、輪貞記載の尾端(墨書「壹端」以下)に、朱方印「上野國印」二顆(文字の中心揃え)。戸主名「稻」は難読で「柞」にも読めるが姑く原著に従う。原著図版116。布目麻No.7・8。

二五 白布 (中倉二〇二第一一八号櫃)

上野国羣馬郡嶋名郷戸主嶋名部馬手戸田部直辛人調布壹端長四丈二尺 廣二尺四寸 〓

〓天平十八年十月

◎調布。両耳を存し幅六四cm。銘文の左が布の端。国郡名、輸貢記載の尾端（墨書「壹端」以下）、年月の計三箇所に、朱方印「上野國印」三顆（やや右に偏心）。輸貢者の姓名を改めた。銘文と同一面に大ぶりの「十条」を横倒しに書き、反対面には「長三丈」の墨書。ともに製品化以降の書入れ《未収》。原著図版117。

二六 措布屏風袋 第二号 （北倉四五ノ二）

上野國佐位郡佐位郷戸主梶前部黒麻呂庸布壹段長二丈八尺 廣二尺四寸 天平感寶元年八月 〓

〓主當國司介正六位上勲十二等茂 〓
郡司大領代梶前部君賀味麻呂

◎庸布を用いた仁王会系の屏風袋（二二参照）。当初の姿をよく留めている。胴部は一枚布で作り、口覆いをめくると見える袋口縁の外側に銘文が書かれている。織り耳は縫い目の中に入れて確認できないが、表にあらわれた幅で六〇cm。各部の寸法を計測すると、庸布一段の長さ二丈八尺を袋一口で余さず使い切っている。銘文の左が布の端。国郡名、輸貢記載の尾端（「壹端」に続く割書）、主當国郡司（割書の初め）の計三箇所に、朱方印「上野國印」三顆（やや右に偏心）。襜の内側は不明だが、反対端の銘文が中にあるかも知れない。国司の姓を「衣縫」に似た文字とみる別案がある。屏風袋の銘文は《第一編二五七（2）》。原著図版118。布目麻No.11・12。本編No.214。

二八 布袋 第一五号 （南倉一四四ノ一五）

上野國那波郡割戸〓〓〓〓（主當）

（同裏、外面）「天平十四年十月」

◎紺幕を納めた袋。布幅を深さ方向に用い、長さ方向に二つ折りにして両脇を縫い閉じる。両耳を存し幅六五cm。袋の口縁の内外両面に銘がある。袋の内面に「上野國」から始まる銘文があり、その左に布の端が来る。反対面の墨書（袋の外面）は、内面の「上野國」とほぼ重なるライン上に天地同じ向きで書かれ、やや下がった位置から始まる。「上野國」とそれ以下の難読部分（原著の年月は不採）、さらに年月はそれぞれ別筆か。書式はやや変則であるがこの順で書かれた調庸関係銘文であろう。朱方印「上野國印」は、国郡名に一顆、反対面の年月に一顆。袋の銘文は《第二編二六二》。布目麻No.15・16。

二九 屏風心布 （中倉二〇二第二二〇号櫃）

天平勝寶三年十月

◎屏風の下地に使用した目の粗い麻布。前掲四・六の屏風下張布・屏風心布と同種で、下地の骨（木製）から剥ぎ取られた状態で未整理。次掲追加五と同じ包みの中にあり、両者は同じ屏風に使われていた可能性がある。織り耳は失われ、現存幅五六cm。銘文はやや大ぶりに書かれ、現状の天から約一〇cm下がりで書き出し、その左が布の端。朱方印「上野國印」一顆を年月記載の中央に捺す。糸目を基準に言えば、墨書はやや左傾、国印はさらに左傾する。

追加五 屏風麻布心 大六五枚の内一枚 (中倉二〇二第二二〇号櫃)



○庸布。屏風の下地に使用した目の粗い麻布。名称は旧調書に拠ったが、前掲二九の「屏風心布」と意味に違いはない。この下張り布は、布幅を屏風一扇の幅、長さを屏風の高さ方向に使用し（前掲四・六の布二段使いとは異なる）、長さの途中で別布を継ぎ足している。現状での大きさは長さ一六〇cm（二枚継ぎ）、幅は五五cmであるが、織り耳は失われて布本来のサイズは不明である。銘文は、継ぎ合わせ箇所があり、銘文の左が布の端。朱方印「上野國印」三顆を（上）国郡名、（中）「壹端」からそれに続く割書、（下）年月の三箇所を捺す（旧調書の「常陸國印」を訂正）。

一二七 布襪 深形（函装六四ノ一、深形其五）（中倉二〇二第七八号櫃）



○表に白布、裏に繩を用いた深形襪。芯裂に表裂よりやや粗い布（庸布）を用い、その銘文が残る。天地辺切断。銘文の左が布の端。上欠の割書と年月に朱方印「上野國印」二顆（二つ目の印は右に偏心）。

追加六 白布 第二八号（雜五九）其一（中倉二〇二第九三号櫃）



○調布。両耳を存し幅七〇・七cm。天から三三cm余り下がって書き出し、下方は欠失。銘文の左が布の端（不整に破断）。墨書の右下方に朱方印「上野國印」一顆（改鑄後。右に偏心）。布目麻No.13・14。

追加七 布天蓋 雜二八号（中倉二〇二第九三号櫃）

（墨書なし）

○麻布製の天蓋。屋蓋部の外周内側に巡らして垂飾を受ける部分の布に裏返しの際影が認められ、反対面から捺された朱方印「上野國印」一顆と判定。毎日新聞社『正倉院宝物』6中倉Ⅲ、『正倉院紀要』第三二号年次報告参照。

◆ 下総国

三〇 白布 第二三号（中倉二〇二第九八号櫃）

下総国匝瑳郡磐室郷戸主大伴部麻呂戸口大伴マ足輪調庸并一端 天平十三年十月
 ○調庸合成布。両耳を存し幅七〇cm。銘文の左が布の端。国印は確認できない。現存長一〇六五cmのうち、銘文を含むはじめの六〇cmほどは披見可能であるが、その奥は整理時に軸に巻き取り、縫い閉じてある。次掲三一参照。原著図版120。布目麻No.79・80。

三一 白布 第一九号其一（中倉二〇二第一一一号櫃）

〔下総〕
國匠瑳郡磐室郷大伴部足輪調庸并一端

◎調庸合成布。両耳を存し幅七〇cm。銘文の左が布の端。ただし銘文の位置では天辺近くに破損があり、銘文は書き出しが欠失して「國」残画以下が残る。この破損箇所周辺に朱印影が残り、国郡名にかけた国印一顆（右に偏心）が確認できる。現存長二三・五cm。前掲三〇銘文と内容が合致し、用字「一端」や書き癖から両者同筆の可能性がある。また両者の現存長を合わせると一三〇〇cmとなり（布一端完存例の長さは、規定通りの四丈二尺〃約一二五〇cmより長め）、織り密度の計数は同じである。ここから三〇（二三号）・三一（一九号ノ一）が、もとは同じ布の両端に書かれたものと想定できる。現在、両者の切断想定箇所を直接比較できないが、布の風合いなども右の想定を妨げない。この場合、銘文と布端との位置関係からして、二つの銘文は布の反対面に同じ天地の向きで書いたと見られる（三六に類例あり）。原著図版121。布目麻 No.77・78。本編No.2136。

三二 緋絶櫃綱布心 （南倉一四七ノ一其二）

下総國匠瑳〔郡中〕
村郷戸主
壹端長

◎綱の芯に使用した布。表の緋絶の多くは剥落。天平勝宝八歳の聖武天皇大葬関連品と見られる。四分の一幅の麻布を、二つ折りのち変則三つ折りとして丸みを出している。天辺に織り耳、地辺切断。幅一五・五cm存。銘文の右が布の端。国郡名にかけて朱方印「下総國印」一顆（左に偏心）。

三三 両口布袋 第七号 （中倉二〇二第九三号櫃）

（1）下総國相馬郡大井郷戸主矢作部麻呂調并庸布壹端 天平十七年十月

（2）下総國相馬郡大井郷戸主矢作部弟荒戸口矢作部廣足調并庸布壹端

◎原著注記「両口布袋は一幅半を用いて作る。この袋は一幅と半幅にそれぞれ銘識がある」。一幅の布（1）に半幅の布（2）を継ぎ足し、二つ折りにして仕立てる。ともに調庸合成布。（1）は両耳を存し幅六六cm。片方の口の縫い代の中にあり、銘文の右が布の端。（2）は天辺の織り耳を存し下辺は切断。幅二四・五cm存。下文の存否不明。（1）とは反対側の口の縫い代の中にあり、銘文の右が布の端。朱方印「下総國印」は（1）（2）に各一顆が確認される。ともに郷名から戸主名にかけての高さで、墨書から左に外れた位置に捺す。布袋の銘文は《第二編一七四（7）》。なお原著の「第三五号」は両口布袋の通し番号で、現在使用されていないため削除した。原著図版122・123。布目麻No.81・82。なお両口布袋については前掲一三二（常陸國）参照。

追加八 師子布幟 第二四号 （南倉二二四ノ二四）

（墨書なし）

◎布一幅半を継いでほぼ方形の包みとする。伎楽の演目の一つ師子に登場する師子・師子児の衣裳をまとめて包んだもの。半幅の布の端に朱方印「下総國印」一顆。国印の左が布の端。布幟の銘記は《第二編一一〇》。

追加九 白布 第三五号其一 (中倉二〇二第九八号櫃)

乙刀白〔女〕

◎比較的目的の粗い布。両耳を存し幅六五cm。銘文は天辺から書き、その右に布の端。この端をめくった反対面に朱方印「下総國印」一類。ほぼ同じ位置に捺されるが、表の墨書より天辺・端のアキを大きくとる。この国印は改鋳後の下総國印と見られる。

◆ 上総國

〔三四 布袍 第三八号 ↓ 安房國に移す〕

三五 浅縹布 二帖のうち其二 (南倉一四八ノ四八) (函装一ノ二)

〔別筆〕
〔長六丈〕

上総國朝夷郡満祿郷戸主〔山部カ〕連真〔石〕戸山部廣庭調細布壹端長四丈二尺 〓

〓 專當國司大掾正六〔位〕上〔石〕朝臣〔奥又ハ魚〕万呂
郡司大領外正〔位〕上〔石〕朝臣〔奥又ハ魚〕万呂

天平勝寶八歲十月

(他端) 朝夷郡満祿郷戸主山部廣庭調細布壹端長四丈二尺 天平勝寶八歲十一月

◎浅縹色の幕で、いわゆる帽額もゝかぶの類。一端完存の調細布。長さ一二七六cm、両耳を存し幅六五cm。両端の墨書は同じ面に書かれ、初めの銘文の左、他端の銘文の右に布の端が来る。これを原著の首端・尾端という注記と対照させる

と、初めの銘文は首端の裏(いわゆる端裏の位置)、他端は尾端の裏(奥裏)に書かれる、とも説明できる。別筆注記は製品の寸法。この布にさらに継ぎ足して製作したことが知られる。国印確認できず。原著図版125(他端)。

三六 胡粉絵浅縹布幕 二帖のうち其一

(南倉一四八ノ四八) (函装一ノ二)

上総國長狭郡酒井郷戸主文部床足口文部黒狛戸主生部口生部子五百等輪調

〓 細布壹端長四丈二尺 天平勝寶八歲十月

(他端、裏面) 天平勝寶八歲十月

◎三五と同様の浅縹色の幕。白色顔料で雄渾な雲の画を描く。一端完存の調細布。長さ二三〇四cm、両耳を存し幅七〇cm。両端の墨書は反対面に書かれ、どちらも銘文の左に布の端が来る(描画面から見て端裏と奥)。初めの銘文の国郡名にかけて朱方印「上総國印」一類。輸貢者四名連記。『正倉院紀要』第三四号年次報告参照。原著図版126。布目麻No.61・62。本編No.21-59。

三七 白布 一八帖の内其一 (南倉一四八ノ五四) (函装五)

上総國市原郡海部郷戸主刑部小里人庸壹段長二丈八尺 廣二尺四寸 〓

〓 專當國司少目外少初位勲七等茨田連繼足
郡司大領外從七位上勲七等谷直國主

天長五年十一月

〔天地逆、別筆〕
「海部郷刑部小里人小里万呂」

〔裏面〕海部郷刑部小里人

◎庸布。両耳を存し幅六八・三 cm。布端の同じ面に天地を異にする二つの銘文が書かれる。初めに掲げた銘文が正式のもの、濃い墨で書かれた別筆のほうは最初に記入されたものであろう。正式の銘文の右が布の端。国郡名、戸主名にかけて、朱方印「上総國印」二顆（左に偏心、やや傾く）。その裏面にも関連銘文があり、庸の銘文の書かれたのと別の端に「南院」（四五参照）の墨書がある《未収》。原著図版127。布目麻No.69・70。

三八 白布 第九号（雑四〇）（中倉二〇二第九三号櫃）

金光明寺封上総国周准郡額部郷戸主額田部千万呂細布調壹端長四丈二尺二寸 寶龜八年十月
上総国周准郡額部郷戸主額田部千万呂細布調壹端
 〓 專當国司大目正六位上勲八等資泰忠師麻呂 寶龜八年十月
郡司大領外從七位上日下部使主山主

◎東大寺封物に充てられた細布。銘文部分のみ切断した細長い布片。両耳を存し幅七三・六 cm。国印が銘文と左揃えのように捺されており、銘文の左が布の端であらう。国名、「戸主」、寸法割書、国司名割書の箇所に、朱方印「上総國印」四顆（国名上の一顆以外は右に偏心）。改鋳後の印である。原著図版128。布目麻No.67・68。

三九 黄布 二帖の内其二（南倉一四八ノ四九）（函装一ノ四）

上総國周准郡藤部郷葛原部古（庭カ） 賫布調壹端長四丈二尺 〓
上総國周准郡藤部郷葛原部古
 〓 國司大掾正六位上石川朝臣虫万呂
專當郡司擬少領外從八位上勲 天平 〓 月
等日下部連虫麿

◎調賫布。糸が細く、黄色に染められている。両耳を存し幅六八・四 cm。銘

文の左が布の端。国印確認できず。原著図版129。布目麻No.65・66。

四〇 紅赤布帳残欠 五帖の内其五

上総國周准郡大田郷戸主 〓 調壹端專當國司 〓
上総國周准郡大田郷戸主
 〓 一端完存の調賫布。紅花で染めている。製品の用途については四一参照。其五は長さ一二四六 cm。両耳を存し幅六四 cm。一方の端の銘文のみが確認されている。郷名は和名抄に見える「凡田郷」か。銘文の左が布の端。国印確認できず。

〓 一端完存の調賫布。紅花で染めている。製品の用途については四一参照。

其五は長さ一二四六 cm。両耳を存し幅六四 cm。一方の端の銘文のみが確認されている。郷名は和名抄に見える「凡田郷」か。銘文の左が布の端。国印確認できず。

四一 紅赤布帳残欠 五帖の内其一

上総國周准郡カ 〓 賫調 〓 長四丈二尺 〓 專當國司大掾正六位上上村主國嶋 〓
上総國周准郡カ
 〓 天平勝寶二年十月

◎一端完存の調賫布。紅花で染めている。同様の布五幅を継いで作った大型の帳で、東大寺大仏開眼会の際に殿上の上敷布として使用されたことが其一の銘文から知られる《第一編二四》。この帳は、分離して五幅の布に分かれた状態ですべて現存し、うち調銘のあるものが四〇～四二、追加一〇である。其一は長さ一二五五 cm。両耳を存し幅六七 cm。一方の端の調銘のみが確認されている。銘文のすぐ左が布の端で左方はほつれにかかる。国印確認できず。

て、また寸法割書から「専當」にかけて、朱方印「上総國印」二顆（やや左傾）。横向きに書かれた「南院」は『東大寺要録』諸院章に「また真言院と名づく」と見え、弘法大師の建立と伝える。同じ銘のある布は、庸布関連の三七、四五、四六、追加一三のほか数点をかぞえ、正倉院宝物の一流流に加えることができる。原著図版132。布目麻No.71・72。本編No.2138。

四六 白布 第三〇号 (中倉二〇二第九八号櫃)

上総國天羽郡宇部郷子田部家長庸布一段長二丈八尺
廣二尺四寸 〓

〓 専當國司少目少初位下勲七等茨田連繼足
郡司擬少領外少初位下勲八等文部石万呂

天長五年十月

(裏面、別筆)
「南院」

〇庸布。両耳を存し幅六九cm。銘文の右が布の端。国郡名から戸主名にかけて、また寸法割書から「専當」にかけて、朱方印「上総國印」二顆。銘文の足下裏側に横向きの「南院」銘がある《未収》。原著図版133。布目麻No.73・74。

四七 屏風下張布 (屏風心布第一九号) (中倉二〇二第七三三号櫃)

上総國勅旨交易布壹段

〇織り目の粗い布で、別の布と継ぎ合わされて、屏風の下地を形成するために使用された。織り耳は地辺で確認され、幅七五・五cm。銘文の左が布の端。国郡名に天揃えで朱方印「上総國印」一顆。所属表記を訂正。布目麻No.75・76。

追加一 布帯残欠 附木牌 (函装三三ノ九)

(墨書なし)

〇麻布を幅一二cmに裁ち、二つ折りにした帯。朱方印「上総國印」一顆。国印の左が布の端。木牌の銘記は《第二編三一〇》。

追加二 白布 (中倉二〇二第一二二号櫃)

上総國畔蒜郡三衆郷



天平六年

〇用途不明の麻布。両耳を存し幅約八〇cm。長さ一〇〇〇cmを超える。天地辺に麻糸が残り、三幅以上継いだ製品として使用か。銘文の左が布の端。朱方印「上総國印」一顆。

追加三 白布 第二九号其二 (中倉二〇二第七三三号櫃)

(墨書なし)

〇庸布か。両耳を存し幅六九cm。朱方印「上総國印」(改鑄後)一顆。国印の右が布の端。国印の反対端裏側に「南院」《未収》。

追加四 白布 二八帖ノ内第二五号 (南倉一四八ノ五三、函装五)

(墨書なし)

◎目の細かい布。天辺は織り耳、地辺切断で、幅五〇cm存。片方の布端の天辺寄りに、朱方印^{〔上カ〕}「総」一顆が左方を切断されて僅存。

◆安房国

三四 布袍 第三八号 (中倉二〇二第九三号櫃)

^{〔安房国〕}
平羣郡大里郷戸主丸子部三國戸服織部尼万呂

◎浅紅色、単衣の袍に用いられた目の細かい布。左袖の下側の縫い目の中に銘文がある。布幅をそのまま袖丈に用い、両耳を存し幅七一cm。銘文の天地は付け根から袖口の向き。銘文の左が布の端となるが、仕立ての際に袖口に向かつて斜め(内側)に裁断され、銘文は下半欠失の可能性がある。郡名から戸主名にかけて朱方印一顆(右に偏心)。原著は上総国平群郡とみるが、印影の再釈読の結果、「安房國印」と改めた。印の色味や線のシャープさは、四八や安房国義倉帳(天平二年。正集十九)の印と共通する。平群郡は養老二年から天平十三年の間、上総から分置された安房国に帰属しており(四八参照)、本例もこの時期のものである。また銘文が郡名から書き出していることも共通するが、この後上総国に再併合される安房国の地位と関係するものであるうか。原著図版124。布目麻No.111・112。

四八 白布 第二九号 (雑六〇) (中倉二〇二第九三号櫃)

^{〔安房国〕}
平羣郡白^{〔濱カ〕}郷清岑里大弓部得万呂細布壹端 長四丈二尺 天平九年

◎細布。天辺は織り耳、地辺切断。幅三六cm存。銘文の左が布の端。郡郷名にかけて、朱方印「安房國印」一顆(右に偏心)。原著「調布」を「細布」に訂正。原著図版135。布目麻No.109・110。

◆武蔵国 【五三は後編に採録】

四九 白布 (中倉二〇二第一一八号櫃)

武蔵國橋樹郡橋樹郷刑部直國當調庸布壹端 主當^{〔立カ〕}國司史生正八位下秦伊美吉男^{〔立カ〕}郡司領外從七位下刑部直名虫^{〔立カ〕} 〓

〓 天平勝寶八歲十一月

◎調庸合成布。両耳を存し幅六二cm。銘文の左が布の端。国郡名および「調庸布」の辺りに朱方印「武蔵國印」二顆。郷名は松嶋氏私家版の正誤表で訂正されていた。「武蔵國」の右肩に横向きの墨書「池万呂」がある。原著図版136。

五〇 白布 第四〇号其二 (中倉二〇二第一一一号櫃)

^{〔武蔵〕}國横見郡御坂郷日下部^{〔東カ〕}麻^{〔呂カ〕}庸布壹端^{〔ママ〕} 郡司^{〔外〕} 司史生從八位下佐味朝臣比奈麻呂^{〔持〕}部

◎庸布。天辺切断、地辺は織り耳。幅六一cm存。銘文の左が布の端。国郡名および「壹端」から国郡司割書にかけて朱方印「武蔵國印」二顆。輸納者の名は「東比良」のように見える文字で、一一九の再釈読による「黒麻呂」の筆画

に似たところもある。原著図版137。

一一九 措布屏風袋残欠 第六四号ノ一七 (中倉二〇二第九三号櫃)

(武蔵) 國横見郡御坂郷日下部直黒麻呂庸壹段 (ママ) 主當國司史生從八位下佐味朝臣比奈麻呂 郡司領外正八位下丈部直 (武蔵)

○庸布を用いた屏風袋。破損して胴部腹側の袷布が残る。口縁部裏裂外面に銘文がある。天辺は切断、地辺は織り耳。幅五八・五cm存。銘文の左が布の端(上方は切断されて欠失)。国郡名および輪貫記載尾端から国郡司割書にかけて朱方印「(武蔵)國印」二顆(右に偏心。上の一顆は僅存)。所属表記を訂正。

五一 措布屏風袋 第六〇号 (中倉二〇二第九三号櫃)

(武蔵) 武蔵國横見郡 (武蔵) 庸布壹段 (武蔵) 主當國司史生從八位下佐味朝臣比奈 郡司領外正八位下丈部直此持

○措布屏風袋第六〇号は庸布を用いる。破損が著しく片方の襜を欠く。銘文のある布端は屏風袋の口縁にあたり、袷の二枚の布の端がそれぞれ内側に折り込まれる状態で仕立てられる。書記面は胴部表裂の内側(搦模様様の反対面)であり、本来は外から見えない場所であるが、修理の際に銘文の範囲を縫い閉じずに残してある。天辺は織り耳、地辺は縫い目の中に入って確認できないが、表にあらわれた幅で五六・八cm。銘文の左が布の端。国名および「壹段」から国郡司割書にかけて朱方印「武蔵國印」二顆(墨書と左揃えで右に偏心)。郡名の下は布が欠失。続きの輪納者名は、布はあるが不可読。布目麻No

57・58。本編No.2-31。

五二 措布屏風袋 第五五号 (中倉二〇二第八七号櫃)

(武蔵) 郷戸主五百井部古猪庸布壹段 (武蔵) 主當國司史生從八位下佐味朝臣比奈麻呂 郡司少領外正八位下勲十二等杖部直 (武蔵) 横見郡御坂

(反対面、天地逆、別筆)「戸主五百井マ古猪」

○措布屏風袋第五五号は猷納屏風の袋で庸布を用いる。破損が著しいが、銘文のある口縁部は健全である。主銘文の書記面は胴部表裂の外側(搦模様と同じ面)で、その反対面の銘文は修理後の開口部から読める。天辺は縫い目の中に入って不明、地辺は切断、表にあらわれた幅で五五・五cm。主銘文の左が布の端。国郡名および国郡司割書以下に朱方印「武蔵國印」二顆(右に偏心)。屏風袋の銘文は《第一編二四五(32)》。原著図版138。布目麻No.55・56。

五四 白布 第一三号 (中倉二〇二第七三号櫃)

武蔵國男衾郡鴉倉郷笠原里飛鳥部虫麻呂調布一端 天平六年十一月

○調布。両耳を存し幅七一cm。長さは一〇三二cm。銘文の左が布の端。郡名および年月にかけて朱方印「武蔵國印」二顆。大きく右にそれて捺される。布の途中に戲書がある。里名は原著の「笠原」のほか「のほら原」の別案がある。原著図版140。布目麻No.51・52。本編No.2-35。

五五 措布屏風袋 第一一号 (中倉二〇二第一二一号櫃)

武蔵國加美郡武川郷戸主大伴直牛麻呂戸口大伴直荒當庸布一段

主當國司史生從八位下佐味朝臣比奈麻呂
郡司少領外從八位上穴人直石前
天平勝寶五年十一月

◎措布屏風袋第一一号は猷納屏風の袋で庸布を用いる。袋底の一部を除き健全である。銘文のある布端は屏風袋の口縁、その書記面は胴部裏裂の内側。天地辺とも縫い目の中に入れて織り耳は不明、表にあらわれた幅で五七cm。銘文の左が布の端。国郡郷名および年月にかけて朱方印「武蔵國印」二顆（右に偏心）。原著に示す三顆のうち中間の一顆は認められない。屏風袋の銘文は《第一編二四五（8）》。原著図版141。布目麻No.53・54。

一一五 措布屏風袋 第一九号 （中倉二〇二第一一一号櫃）

武蔵國
庸布壹段主當國司史
郡司主帳外從七位下
麻呂
天平勝寶五年十月

◎措布屏風袋第一九号は庸布を用いる。銘文のある布端は屏風袋の口縁で中間部に破損がある。その書記面は胴部裏裂の外側。天地辺とも縫い目の中に入れて織り耳は不明、表にあらわれた幅で五四・五cm。銘文の左が布の端。国郡郷名および国郡司割書にかけて朱方印「武蔵國印」二顆（右に偏心）。再釈読で国名、年月と国印を追加した。同じ袋の別銘文は追加二三に掲出。

一一七 措布屏風袋 第六一号 （中倉二〇二第八七号櫃）

郡家郷戸主〔宋カ〕人部庸布〔主〕當國司史生〔佐味〕朝臣〔比奈麻呂〕
郡司大領

天平勝寶五年十月

◎庸布を用いた屏風袋。破損して胴部腹側の袷布と両襜の一部が残る。口縁部表裂の内側に銘文がある。天地は切断、地辺は縫い目の中に入れて不明、表にあらわれた幅で五五・五cm。銘文の左が布の端。武蔵國の郡家郷は追加一五に掲げた足立郡のほか久良・入間・比企・大里・男衾の各郡にある。国郡名および国郡司割書に朱方印「武蔵國印」二顆（やや右に偏心）。

追加一五 白布 第三五号其九 （中倉二〇二第七三号櫃）

武蔵國足立郡 調庸布并壹端

◎調庸合成布。天地は織り耳、地辺切断。幅四〇cm存。銘文の左に布の端がくるが、破損のため中間部を欠失する。国郡名にかけて朱方印「武蔵國印」一顆（印文は不鮮明。右に偏心か）。

五六 屏風下張布 第五五号 （中倉二〇三ノ五五号）（函装一六）

武蔵國民部省交易布一段

◎交易布。織り目の粗い布で、同種の布四枚を継ぎ合せて屏風の同じ扇の下地に使用した。両耳を存し幅七二cm。銘文の左が布の端。銘文のほぼ中央に朱方印「武蔵國印」一顆（右に偏心）。次掲追加一六は同一扇の下地に使用された布である。原著図版142。布目麻No.59・60。

追加一六 屏風下張布 (中倉二〇三ノ五五号) (函装一六)

(墨書なし)

◎交易布か。織り目の粗い布で、五六(武蔵国民部省交易布)ほか同種の布四枚を継ぎ合せて屏風の同じ扇の下地に使用。両耳を存し幅七二・五cm。天からやや下がって朱方印「武蔵國印」一顆(半存)。国印の左は布端で切断。

一四四 布断片 二片 (軸装二五六)

(1) 天平勝寶七歳十月

(2) 天平勝寶八歳十月

◎同じ軸装に整理された二片を掲出する。(1)は赤色色料が帯状に付着、屏風下地に使用か。両耳を存し、幅六二cm。天地の中央より下がった位置に書かれ、銘文の右が布の端。年月の上に朱方印「(武蔵)國印」一顆(左に偏心)。(2)はやや目の粗い布で天辺が織り耳、地辺切断。幅三一・五cm存。天辺から約八cm下がって書き、銘文の左が布の端。印は確認できず。(2)は国名未詳のままであるが、原著に従い(1)とともにここに置く。

◆ 相模国

五七 白布 第三六号 (中倉二〇二第一二二号櫃)

(相模国餘綾) 郡大屋郷大磯里戸磯部白髮輪調并庸布壹端 天平十年九月

◎調庸合成布。天辺切断、地辺は織り耳。幅六六cm存。銘文の右が布の端。郡名の高さに朱方印「相模國印」一顆(天辺切断)。墨書を外した内側(左)に捺される。郷名を追加した。原著図版143。布目麻No.103・104。

五八 白布 第二四号 (中倉二〇二第一二二号櫃)

相模國鎌倉郡沼濱郷戸主大伴(部)廣麻呂戸鹿衣調布壹端長四丈二尺 〓
〔郡〕少
〓可領外從八位上他田臣國足
〓當國司史生從八位上坂合部連糠麻呂

◎調布。麻紐を結びつけた二次使用痕がある。両耳を存し幅六八cm。整理時に奥を縫い閉じ、銘文を含むはじめの六〇cmほどが披見可能。銘文の右が布の端で、墨書のない中間部に破損による欠失がある。国郡名、輪頁記載の尾端(墨書「壹端」以下)、国郡司割書下端の計三箇所に、朱方印「相模國印」三顆(左に偏心)。人名の釈読を改めた。原著図版144。布目麻No.97・98。

五九 白布第三四号 (中倉二〇二第七三三号櫃)

相模國鎌倉郡方瀬郷戸主(大初位下)調并庸布壹端長四丈二尺 〓
〔坂合部〕
〔麻呂〕
〓天_平勝(郡司少)領外從八位上他田臣國足連糠麻呂

◎調庸合成布。両耳を存し幅六五・五cm。銘文の左が布の端。国郡名、輪頁記載の尾端(墨書「壹端」まで)、国郡司割書上端の計三箇所に、朱方印「相

模國印」三顆（右に偏心。三顆目は銘文の右に外れる）。中間の輪納者名は湿損のため墨の残りが悪く、試読の釈文を示す。原著図版145。布目麻No.101・102。

六〇 白布 第八号（雑三九）（中倉二〇二第九三号櫃）

相模國鎌倉郡方瀬郷戸主大伴部首麻呂調并庸布壹端 長四丈二尺 〃

天平勝寶元年十月 主當國司史生從八位上坂合部連糠麻呂 郡司少領外從八位上他田臣國足

◎調庸合成布。両耳を存し幅七〇・九cm。銘文の左が布の端。国郡名、輪納記載の尾端（墨書「壹端」まで）、国郡司割書上端の計三箇所に、朱方印「相模國印」三顆（右に偏心）。原著図版146。布目麻No.99・100。

六一 白布 第二三号（雑五四）（中倉二〇二第八七号櫃）

相模國鎌倉郡方瀬郷戸主 庸布壹 〔端カ〕〔方カ〕〔郷〕〔廣〕 〃

天平勝寶〇年十月 主當國司史生從八位上坂合部連糠麻呂 郡司少領外從八位上他田臣國足

◎調庸合成布。一端の布二幅を継いだ帳として使用された後、破損して解体され、なお健全な部分を再利用した残りか。両耳を存し幅六九・八cm。銘文の左が布の端。国郡名、国郡司割書上端と、その中間（対応する墨書は不明瞭だが、輪納記載の尾端付近か）との計三箇所に、朱方印「相模國印」三顆（右に偏心）。製品の銘文「一条二幅破四丈二尺」あり《未収》。布目麻No.105・106。

六二 揩布屏風袋 第五二号（中倉二〇二第八七号櫃）

(1) (襦裏) 相模國

(2) (口縁) 郷戸主中嶋連五百足庸布壹段 主當 位下已智松長嶋 〃

天平勝寶四年十月

(3) (裏裂) 庸布壹段 主當郡司擬少領无位 部 長 國司史生從八位上

◎揩布屏風袋第五二号は猷納屏風の袋。用布の銘文は三種ある。(1)は左側の襦の裏裂内面の墨書。この裂は天地とも切断、幅一六cm存。天から一二cm下がりて通常の銘文よりかなり大きな文字で書く。「模國」は読みにくい位置にある。銘文の左が布の端。朱方印が見えるが「相模國印」の印影までは追いきれない。(2)は胴部表裂の口縁部内側（搦模様の反対面）、折り返しの中にある。天辺は切断、地辺は縫い目の中に入って不明、表にあらわれた幅で五六cm。銘文の左が布の端。戸主名周辺、「壹端」から「主當」にかけて、年月の計三箇所に、朱方印「相模國印」三顆（右に偏心）。国司名、月名に訂正を加えた。(3)は胴部裏裂の銘文。第五二号の裏裂は、口縁から六二cm入ったところで別布が継がれて袋の背中側に回り、口覆いの近くで第三の布を継ぐ。この中間部の布の銘文で、本来は袷の内側に隠れる面になるが、修理の際に折り返して読めるようにしてある。天地辺とも縫い目の中に入って織り耳は不明、表にあらわれた幅で五七cm。銘文の左が布の端。戸主名（推定）周辺、国郡司割書に朱方印「相模國印」二顆。国郡司名に訂正追加したが再検討の余地がある。屏風袋の銘文《第二編二四五(29)》。布目麻No.107・108。ただし(1)(3)のいずれか不明。また(2)は本編No.2-30。

一一六 揩布屏風袋残欠 第四七号ノ五 (中倉二〇二第九八号櫃)

郡□□□戸主雀部□□庸布壹段 主當國司□□六位八位下□□船長鳴

天平勝寶五年十月

○庸布を用いた屏風袋。破損して胴部腹側の裕布が残る。口縁部の内側に銘文がある。天辺は切断、地辺は織り耳。幅六一・五cm存。銘文の左が布の端。国郡名、輸貢記載尾端および国郡司割書尾端に朱方印「相模國印」三顆(右に大きく偏心)。

追加一七 芫花袋 第四号 (北倉九二ノ四)

天平十八年十月

○一幅の布を二つ折りにして両脇を縫い閉じた袋。口縁の内側に年月を記す。両耳を存し幅八〇cm。銘文は天から書き、その右が布の端。この布端は斜めに切断され、銘文のラインを基準にすると天地で一五cm差の裾広がりとなる。袋の口縁は、この斜めの形状に合わせて形作っている。朱方印「相模國印」一顆は、地辺側に墨書と天地逆向きで捺し、墨書より布端に近い位置にある。この国印は改鑄後のものである。芫花は天平勝宝八歳の献納薬物の一つで、斤量検定に関わる銘記は《第一編三九一(4)》。また『正倉院紀要』第三八号年次報告に補訂がある。

追加一八 白布 第一一号(雑四二) (中倉二〇二第九三号櫃)

天平勝寶□□□□

○文様の痕跡から屏風袋残片とみられる麻布。両耳を存し幅七〇cm。長さ一〇四三cm。銘文は天から三・七cm下がりて書き出し、その右が布の端。「勝寶」の続きは、墨書の痕跡のみで筆画を判読できない。年月記載の中ほどの高さに朱方印「相模國印」一顆。銘文に右揃え、左に偏心。

追加一九 白布 第一四号其一 (中倉二〇二 九八号櫃)

相模國□□郡□□郷□□里戸主忌部□□調細布并壹端 天平十年十月

○調庸合成布。両耳を存し、幅七一cm。現存長一七三cm。銘文のすぐ左まで布端のほつれが迫る。墨書は淡く不明瞭。朱印は見えない。

◆ 越後国

六三 揩布屏風袋断片 第六四号ノ一〇

(玻璃装二〇二) (中倉二〇二第二二二号櫃)

越後國久足郡夷守郷戸主肥人皆麻呂庸布壹段

天平勝

○庸布を用いた仁王会系の屏風袋(二二参照)の胴部断片。裕の表裂で、布を継ぎ合わせた箇所にあたる。片方の布の、搦模様の反対面に銘文がある。天地とも破断。幅四六cm存。現上端は織り耳に近く、銘文は天から一〇cmほど下

がって書き出したと見られる。銘文の左が布の端。国郡名、郷名から戸主姓、輸貢記載の尾端「段」以下、年月の計四箇所に、朱方印「越後國印」四顆（右に偏心）。明瞭な印影はない。屏風袋の銘文は《第二編二四六》。原著図版147。

追加二〇 措布屏風袋 第一号 (北倉四五ノ一)

〔天平〕
□□勝寶二年十月

◎仁王会系の屏風袋(二二参照)。第一号の胴部裏裂は、口縁から始まって腹部、袋底、背と廻り、ふたたび口縁に戻るあたりでもう一方の端となり、その先の口覆い裏裂は別布を継ぐ。この後面裏裂の端、縫継部の内側(裕の内側に隠れる面)に銘文がある。天地辺は縫い目に隠れ、その間の幅六二cm存。観察できるのは布幅のうち下方のみである。銘文の左が布の端。年月に左揃えで朱方印「越後國印」一顆(右に偏心)。国名の二字目は観察しにくい位置にあるが、越前・越中国印ほか、既知の印との対照により「後」と判定してよい。屏風袋の銘文は《第一編二五七(1)》。越後国庸布が同じ仁王会系屏風袋に使用された例は前項六三。越中・越前では調庸布の実例は知られない。本編No. 213。『正倉院紀要』第四〇号年次報告。

一二〇 措布屏風袋残欠 第六四号ノ一八(中倉二〇二第二二二号櫃)

天平勝寶□□十月

◎屏風袋残片。胴部腹側の裕布が残る。口縁部表裂の内面に銘文がある。天

辺は切断、地辺は織り耳。幅五六・八cm存。銘文は天地中央よりやや下から書き出し、その右が布の端。年月にかけて朱方印「^{〔越後〕}國印」一顆(左に偏心)。

◆ 佐渡国

六四 白布 第二二号 (中倉二〇二第九八号櫃)

佐渡國雜太郡石田郷曾祢里戸丈部得麻呂調布壹端 天平十一年十一月十五日

(他端) 石田郷曾祢里丈部得麻呂

◎一端完存の調布。天地辺の色が白く、製品としての継ぎ合わせ痕か。長さ一二五七cm、両耳を存し幅七〇・五cm。両端の墨書は同じ面に書かれ、初めの銘文(仮に首端とする)の左、他端(仮に尾端とする)の銘文の右に布の端が来る。首端の国印は、国郡郷名・年月にかけて朱方印「佐渡國印」二顆(文字と左揃え。右に偏心)。尾端では銘文のほぼ中央に一顆(文字と右揃え。左に偏心)。原著図版148。布目麻No. 3・4。本編No. 2134。

六五 布袴 第一一号 (中倉二〇二第九三号櫃)

佐渡國賀茂郡殖栗郷戸主矢田部足得口矢田部枚人調布壹端^{長四丈二尺}廣二尺四寸

天應^{〔元〕}□□年六月十五日專當^{國司守從六位上}□□^{虫養}大領外從八位下□□^{全人}

◎調布を用いた単衣の袴。布幅を二つ折りにして脚とする。脇開き側の片脚の腰部に銘文がある。両耳を存し幅約六三cm。銘文の左に布の端。積文の切

断箇所は、脇開きの切り込みみである。国郡名、輸貢記載の尾端、専當国郡司名の計三箇所、朱方印「佐渡國印」三顆。原著図版149は整理途中の撮影で、腰紐を外し、襷を伸ばしている。布目麻No.5・6。

追加二一 白地錦几褥 第一二号 (南倉二五〇ノ一二)

(苧麻布墨書) 物部古万呂

◎几褥の苧裂に使用した布。現在は修理を終えて内部は実見できない。布は両耳を存し、製品の幅五二・八cmに合わせて端を折り曲げている。銘文の右に布端。銘文の左肩に乗るように朱方印「佐渡國印」一顆。『正倉院年報』第八号年次報告、毎日新聞社『正倉院宝物』9南倉Ⅲ参照。本編No.2160。

◆ 越中国、甲斐国【六六〇七四】 ↓ 後編に採録

◆ 信濃国

七五 布袋 (北倉一四六)

□^(信)濃國伊那郡小村^(郷)□交易布一段 天平十八年十月

◎一幅の布を二つ折りにして両脇を縫い閉じた単仕立ての深い袋(幅七二cm、長さ一二七cm)。袋口の内側に、口縁に沿ってやや大ぶりの銘文が書かれる。布の天地辺は縫い目に隠れ、縫い目間の幅約六八cm。銘文の左が布の端。

国印は確認できない。年代の読みを改めた。布袋の銘文は《第二編二〇》に掲出されるが、その続きに「^(和)□□□□^(養人)」の文字があり、その反対側口縁近くに横向きに小さく「廿具」と書く。原著図版157。布目麻No.95・96。本編No.2115。

七六 白布 第一〇号(雜四二) (中倉二〇二第九三号櫃)

信濃國筑摩郡山家郷戸主物部東人戸口小長谷部尼麻呂調并庸壹端^{長四丈二尺廣二尺四寸} 〓

〓 主當^{國醫師大初位上城上連柑足郡司大領外正七位上他田舎人國麻呂} 天平勝寶四年十月

◎調庸合成布。両耳を存し幅七一cm。銘文は天から約八cm下がりて書き出し、その左が布の端。国郡名、戸主名、主當国郡司名、年月の計四箇所に、朱方印「信濃國印」四顆。銘文に左揃え、右に偏心。国医師の姓の読みを改めた。原著図版158。布目麻No.83・84。

七七 布袴 第八号 (南倉二三六ノ八)

信濃國安曇郡前科郷戸主安曇部真羊調布壹端^{長四丈二尺廣二尺四寸} 〓

〓 主當^{國司史生正八位上中臣殖栗連梶取郡司主帳從七位上安曇部百嶋} 天平寶字八年十月

◎調布を用いた単衣の袴。布幅を二つ折りにして脚とする。脇開きのないほうの腰部内側に銘文がある。両耳を存するが、襷をとっており布幅は不明。銘文は天から少しアキをとって書き出し、その左が布の端。国郡名、輸貢記載の尾端、国郡司名割書の尾端、年月の計四箇所に、朱方印「信濃國印」四顆(右に偏心)。印は改鑄後のもの。原著図版159。布目麻No.85・86。

七八 布袋 第一号 (中倉二〇二第九四号櫃)

信濃國水内郡中男作物芥子貳斗 天平勝寶二年十月

(袋脇端、別筆)「大田」

◎布を二つ折りにして片脇と底とを縫い閉じた袋。口すばまりの不整形となる。袋口は切斷、底は折り返しの中に織り耳か。袋の丈四五・五cm。袋の片面中央に銘文がある。国印なし。別筆は布もしくは内容物の貢進者に関わる書入れか。原著図版160。布目麻No.93・94。

七九 布袋 衣四八号 (中倉二〇二第七三三号櫃)

〔別筆〕
「勝寶五年六月四日定六升六合」

信濃國少縣郡芥子壹斗 天平十三年十月

◎布幅を二つ折りにして片脇と底とを縫い閉じた袋。袋の片脇で両耳を確認。布幅五八cmと狭い。袋の中央に銘文がある。国印なし。別筆は類例によって造東大寺司における検定に関わるものと考えられる。原著図版161。布目麻No.91・92。

八〇 紐心麻布 (中倉二〇二第八七号櫃)

信濃國小縣郡海野郷戸主爪工部君調

◎布の芯を赤繩で包んだ紐。芯は麻布を幅一八cmに裁ち、八つ折りにして

作る。天辺は織り耳。銘文の左が布の端。国郡名に朱方印「信濃國印」一顆。名称「麻綱」を訂正した。原著図版162。

八一 布袴 第四号 (中倉二〇二第九四号櫃)

天平寶字八年十月

◎単衣の袴。布幅を二つ折りにして脚とする。脇開き側の片脚の腰部外側に銘文がある。両耳を存し幅七二cm。銘文は天地のほぼ中央に書かれ、その左が布の端。「年」の上を脇開きの切り込みが横切る。銘文全体にかけて朱方印「信濃國印」一顆(右に偏心)。印は改鑄後のもの。布目麻No.89・90。

八二 布袴 第九号 (南倉一三六ノ九)

天平寶字八年十月

◎単衣の袴。布幅を二つ折りにして脚とする。脇開き側の腰部外側に銘文がある。両耳を存し幅六六cm。銘文は天から二〇cmほど下がって書き出し、その左が布の端。銘文の天揃えて朱方印「信濃國印」一顆(右に偏心)。印は改鑄後のもの。布目麻No.87・88。

八三 白布袴心 三帖のうち其三 (南倉一五〇ノ五五)

天平十一年十月

◎麻布を二つ折りにして褥の芯裂として用いたもの。両耳を存し幅七二cm。銘文は天地のほぼ中央、そのすぐ右が布の端。銘文全体にかけて朱方印「信濃國印」一顆（墨書に右揃えで左に偏心）。印は改鋳前のもの。

一三四 白繩縁布断片 衣五六号 (中倉二〇二第七三号櫃)

(信濃國)〔安〕
□□曇郡前科郷戸主□□

◎大型の褥類か。白繩三幅を継いだ鏡の四周に、白布の縁（幅三・七〜四cm）を巡らした製品。縁の白布は、幅約九cmに裁った布から作り、その一端に銘文が残る。天地切断。銘文の左が布の端。国郡名にかけて朱方印「信濃國印」一顆（印の下半。右に偏心）。釈文の訂正に基づき信濃國に移した。

◆伊豆國 【八四は後編に採録】

八五 鹿布 第五四号 (雜九七) (中倉二〇二第八七号櫃)

伊豆國田□□郡 天平寶字四年十月

◎目の粗い麻布。両耳を存し、幅六八cm。銘文は天辺からは少し下がって書き出し、その左に布の端。国郡名と年月に、ともに天揃えで朱方印「伊豆國印」二顆（左に偏心）。郡名の読みを改め、年月を追加した。

八六 緋繩帯心布 (函装五〇ノ二) (中倉二〇二第七八号櫃)

伊豆國那賀郡那珂郷戸主生部直安麻呂委文部益人調堅魚代商布壹段長二丈六尺闊二尺〔別筆〕
「和志郷 白髪マ恵我女布」

◎布の芯を赤繩で包んだ帯。芯は麻布を半幅三五・五cmに裁ち、四つ折りにして作る（帯幅九cm、長さ二八五cm）。天辺は織り耳。銘文の左が布の端。そのさらに左、布端までの狭いスペースに、大ぶりの淡墨で別筆（郷名の釈読を改めた）の文字がある。国郡名と「壹段」以下に朱方印「伊豆國印」二顆（右に偏心）。別筆文字に印はかからない。原著図版164。布目麻No.115・116。

追加三二 櫃覆町形帯 緋繩 麻布心 (南倉一四七一八)

(麻布芯墨書) □□勝寶七歳十月

◎布の芯を赤繩で包んだ帯を「囀」の字状に組み合わせた製品（帯幅六cm）。櫃覆いの上から被せて使用した。聖武天皇御葬儀関係品。芯は麻布を約二二cm幅に裁ったものを二つ折りにして紘くけている。天は切り放し、地辺は織り耳。銘文の左が布の端。朱方印「伊豆國印」一顆（銘文に左揃え。右に偏心）は上辺が切断。印の色は黒ずんでいる。製品に関わる銘記は《第一編二七五》。本編No.2-57。『正倉院紀要』第四〇号年次報告。

◆駿河國

八七 白布袍残欠 (布袍第五一号) (中倉二〇二第八七号櫃)

駿河国富士郡久貳郷大田部内人  [調布壹端]

◎単衣の袍に用いられた調布。左袖の下側の縫い目の中に銘文がある。布幅をそのまま袖丈に用いたと思われ、袖の付け根側に織り耳があるが、袖口の半分を欠き、幅三八・五cm存。銘文は、付け根側を天に約六cm下がりで書き出し、銘文の左が布の端。墨色は淡くて読みにくく、原著の「戸主」や割書は確認できない。国印見えず。袍の左衽表上部に「銅工」（『書陵部紀要』第一二号、原著《未収》）。布目麻No.113・114。

◆ 遠江国、近江国、紀伊国、丹後国、但馬国、播磨国、伯耆国、阿波国、讃岐国、伊予国、土佐国【八八〜一〇四】 ↓ 後編に採録

◆ 国名未詳 【一〇五〜一二四、一三三は後編に採録】

【一二五 措布屏風袋 第一九号 ↓ 武蔵国に移す】

【一二六 措布屏風袋残欠 第四七号ノ五 ↓ 相模国に移す】

【一二七 措布屏風袋 第六一号 ↓ 武蔵国に移す】

一一八 措布屏風袋残欠 第六四号ノ四 (中倉二〇二第九三号櫃)

天平勝寶五年

◎猷納屏風の袋で庸布を用いる。破損が著しく、口覆い部の裕布が残る。搦

模様のある表裂の内面に、年だけを記す銘文がある。天地辺の状態不明、幅五七cm存。銘文は天辺近くから書き、その右が布の端、銘文の上に朱方印「□□」。国印「一顆を押す。屏風袋の銘文は《第二編二四五(38)》。所属表記を訂正。

【一一九 措布屏風袋残欠 第六四号ノ一七 ↓ 武蔵国に移す】

【一二〇 措布屏風袋残欠 第六四号ノ一八 ↓ 越後国に移す】

【一二一 措布屏風袋残欠 第六四号ノ二一 ↓ 常陸国に移す】

一二二 措布屏風袋残欠 第六四号ノ附八

(中倉二〇二第八七、八八、九三、一二二号櫃)

 (良) 庸壹段  當國司 郡司 

◎屏風袋の襜の残片。幅一六cmに裁断され、銘文は上下欠。銘文の左が布の端。国郡司割書に頭揃えで朱方印「□□」一顆を押す。

追加二三 措布屏風袋 第一九号 (中倉二〇二第一一一号櫃)

賀茂郷戸主  直  □  □  □

◎措布屏風袋第一九号の右側面襜裏裂(裕の外側)、袋口の布端に墨書がある。四分の一幅に裁った布を用いるが、天地辺とも縫い目の中に入って織り耳は不明。銘文の右が布の端。印は不明。同じ屏風袋の胴部裏裂には武蔵国庸布を用いるが(一一五)、襜の裂とは様子が異なる。この銘文は毎日新聞社

『正倉院宝物』6中倉Ⅲが初出。今回「讃岐国戸主」との釈読を訂正した。

追加二四 措布屏風袋 第五九号 (中倉二〇二第八七号櫃)

(1) (口縁裏墨書) 荒墓郷戸主□部忍人一段

(2) (口覆い裏墨書) 天平勝寶四年十月

◎屏風袋残片。胴部から口覆いまで、大破した裕布が残る。(1)は口縁裏裂の内側、(2)は口覆い裏裂の外面に書かれるが、この二つは別布で、中間で布の継ぎ合わせがあるらしい。(1)の天は織り耳で、幅五九cm存。やや大きめの文字で天から書かれ、その右が布の端。印は不明。(2)は幅五九cm存。天から一七cm下がって書き出し、その右が布の端、墨書の周囲に朱印の痕跡がある。(1)(2)とも『書陵部紀要』第四号に紹介済みだが、この時発表された釈文と、修理時の調書の釈文とはかなり異なる。その後、毎日新聞社『正倉院宝物』6中倉Ⅲの出版に際しては、調書の釈文を再録した。今回は、再度現物に当たって釈文を立てた。「荒墓郷」の上には文字はない。調布の実物の残る常陸国那賀郡(一六)、屏風袋で用例がある武蔵国(豊島郡)のほか、越前国坂井郡に荒墓郷はあり、一つに絞る手がかりは見いだせない。

追加二五 東大寺山堺四至図 麻布三幅 (中倉一四)

天平勝寶六年十月

◎麻布三幅を継いで作成した東大寺の地図。天平勝寶八歳六月九日の年紀

を持つ。料布は同一の布から一丈ずつ切断して使われたと見られ、地図の左上隅に銘文がある。銘文と同一面に地図を描くが、最初に設定された方格によって、この銘文は領域の外に出る。布は両耳を存し幅約七五cm。天地のほぼ中央から銘文を書き出し、その左に布の端が来る。文字の周囲に朱印影(国印の一部。右に偏心)が認められる。なお「天平勝寶」四字は、地図作成時に細い墨線で抹消されている。松嶋原著は地図の題記・署判を《第一編二八八》に紹介、毎日新聞社『正倉院宝物』4中倉Ⅰには言及がない。現物調査に基づく岸俊男「東大寺山堺四至図について」(『正倉院年報』第五号)、東京大学史料編纂所編『日本荘園絵図聚影』釈文編一古代解説には詳しい紹介がある。

一三三 白布浄衣 (南倉一三二)

(1) (上前衽裾)  天平勝寶八歳十月

(2) (上前身頃裾) 天平勝寶八歳□

◎単衣の袍。宝物名は、背面の褐色摺丸印の印文を「浄衣」と判読したことに基づく。胴部は粗布、襟・袖にはやや目の細かい布で一領のなかに異種が混在。銘文は胴部の(1)上前(左)衽と(2)上前(左)身頃の用布にあり、どちらも裾に沿って表側に出ている。(1)は原著「左衽裾」。天辺切断、地辺は身頃との縫い目に入って不明。幅二二cm存。銘文の左が布の端。国郡司割書と年月の上に朱方印「□□國印」二顆(右に偏心)。(2)は原著「右前身頃裾」。天辺は織り耳、地辺は衽と縫い合わせて幅三四cm存。銘文の右が布の端。墨書の左に接するように朱方印「□□國印」一顆。釈文の訂正のほか、部位の表現

を調整し、月名を改めた。

一二四 金剛梓取布衫 (純襟布衫二) (中倉二〇二第一二三号櫃)

(右衽裾裏) 天平十九年十一月

◎単衣の布衫。銘文は下前となる右衽の裾裏にある。天辺は織り耳と見られるが確認できず、地辺は身頃と縫い合わせて幅一四・五cm存。銘文の左が布の端。年月の上に朱方印「□□□□」一類。

一二五 太孤児布衫 白絶襟 (南倉一二四ノ四四)

(左前身頃裾表) 天平十四年十月

◎単衣の布衫。銘文は上前となる左身頃の裾表にある。天辺は織り耳と見られるが確認できず、地辺は切断、幅二二cm存。銘文は約一四cm下がりて書き出し、その右が布の端。年月の上に朱方印「□□□□國印」一類(右方切断。やや左に偏心)。

追加二六 庇持布衫 第五四号 (南倉一二四ノ五四)

(墨書なし)

◎単衣の布衫。左前身頃の裾表に朱方印「□□□□國印」一類半存。布衫の銘記は《第一編五九》。

追加二七 紅布衫 第四号 (南倉一三三)

(背面裾墨書) 刑部小君 天平十三年十月

◎紅花染め単衣の衣服。身頃だけの簡略な作りで布衫と称するが、かつては袖・衽が付いていたと見られる。一幅の布を幅五七・五cmに裁って二つ折りとしたものをそのまま前後の身頃に用い、銘文は後身頃の裾に残る。天辺に織り耳。銘文の右が布の端。印は確認できず。『正倉院紀要』第三一号年次報告参照。人名は輸貢者と見られる。

一二六 白布袴 第一一号 (南倉一二六ノ一一)

布壹端長四丈二尺 廣二尺四寸 主當郡司里人 國司史生正八連 上丸嶋 天平勝寶□□十月

◎単で股間に襠のない形式の袴。片脚の腰部の襷の中に銘文が残る。布幅・織り耳等は不明。銘文の左が布の端。国郡司割書の始めと終わりに朱方印「□□國印」二類(右に偏心。不明瞭)。袴の銘記は《第二編三〇七》。

【一二七 布襪 深形 ↓ 上野国に移す】

一二八 早袖 (布汗衫五) (中倉二〇二第八八号櫃)

天平勝寶八歳十月

◎粗布を幅半分折り、襟衽を開け、袂を縫い閉じた簡易な肩当て。片方

の袖口に銘文が残る。天地辺切断。銘文の左が布の端。印は確認できず。松嶋原著「四年」を毎日新聞社『正倉院宝物』6中倉Ⅲで「八歳」に訂正済。

追加二八 布幞 衣四六号 (中倉二〇二第七三号櫃)
占部黒麻呂

一二九 緋繩帯心布 丸形 (函装五〇ノ三)

〔國司守正六位上坂上伊美吉老人
郡司擬少領丸子部大麻呂〕

◎布の芯を赤繩で包んだ帯(帯幅四・五cm)。繩はほとんど残らず、麻布を折り畳んだ芯に銘文が残る。天辺切断、地辺織り耳。幅二一・五cm存。銘文の左が布の端。残存墨書の最上部に朱の横線が見え、国印方郭地辺の印影と思われる。

一三〇 緑繩紐心布 (南倉一四七ノ三三其八ノ二)

〔主占部諸磨調布壹端〕

◎布の芯を青緑繩で包んだ帯(帯幅三・八cm)。繩の欠失箇所から麻布四つ折りの芯に残る銘文が見える。布幅一〇・七cm。天地切断。銘文の右が布の端。印は確認できず。

〔一三一 紫綾几褥心布 ↓ 常陸国に移す〕

〔一三二 両口布袋 第二二号 ↓ 常陸国に移す〕

◎正方形の裏。片面に内容物の重量「二百五十八両大」が記され、その反対面に銘文が残る。どちらの文字も《第二編二一》に既出であるが、この人名を調庸関係と認定して独立させた。両耳を存し、幅七二・五cm。天辺近くから書き出し、銘文の右が布の端。人名の上に朱方印「□□國印」一顆(左に偏心)。

〔一三四 白繩縁布断片 衣五六号 ↓ 信濃国に移す〕

一三五 紅布 二帖の内 (南倉一四八ノ五〇)(函装一ノ三)

〔調布壹端 長四丈二尺〕

◎紅染の布。形状から襷脚と推定される。付け根側の端に銘文が残る。天地辺とも切断。幅約三〇cm存。銘文の右が布の端。印は確認できず。

一三六 白布 第六号其五 (中倉二〇二第九号櫃)

天平勝寶□年十月

◎第六号は白布五枚を合装。整理時に奥を縫い閉じ、見えるのは端の約六〇cmに止まる。今回当該銘文は未確認。姑く原著に従って掲げる。

一三七 白布 第二八号其一 (中倉二〇二第九八号櫃)

天平^{〔勝〕}寶元年十月

◎使途不明の布。両耳を存し幅六八cm。現存長さ二二五cm。銘文は天地のほ
ぼ中央に書かれ、その左が布の端。銘文の上に朱方印「□□國印」一顆(右に
偏心)。

一三八 白布 第四四号其四 (中倉二〇二第七三三号櫃)

天平勝寶六年十月

◎半幅に切断された布。天辺切断、地辺は織り耳。幅三三三cm存。銘文は切断
された天辺のすぐ下(本来は天地中央の高さ)から書かれ、その左が布の端。
銘文の上に朱方印「□□國印」一顆(右に偏心)。原著の所属表記を訂正した。

〔一三九 白布 第五一号 ↓ 一七(常陸国)に移す〕

一四〇 白布 (中倉二〇二第一一八号櫃)



◎調曝布か。天辺切断、地辺は織り耳、幅五五cm存。銘文の右が布の端であ
るが、現状はその内側で切断され、銘文の右方欠失。僅かに朱印の痕跡が見え
るが明瞭ではない。

一四一 白布 (函装五八ノ一〇号其二)

〔別筆〕
〔二丈下〕

羽里戸主小長谷部^{長二丈六尺}麻呂^{廣二尺四寸}庸布壹段

天平三年十月

◎庸布。両耳を存し幅七〇・五cm。現存長さ二六二・五cm。銘文の左が布の
端であるが、現状はその内側で切断され、銘文の左方欠失。印は確認できず。
なお銘文の反対端、同じ面の下隅に朱方印影があるが、国印より大ぶりに見
え、位置から見ても輪貢国の印とは異質のものと思われる。現存長は別筆の
「二丈」とは合致しない。

一四二 白布断片 (軸装二四〇)

位上中臣殖粟連東人 天平勝^{下敷十二等生部安万呂}

◎丸みを帯びた形状に切り取られた布。楽舞の鳥兜の芯裂に類する用途に
使用か。文字の位置から見て銘文の左が布の端と見られる。織り耳は不明。国
郡司割書と年号に朱印影(国印)二顆分が見える。

一四三 布断片 (軸装二五五)

調壹端 亀元年十月

◎調布。両耳を存し幅七二cm。銘文の左が布の端。銘文の上方と中間は破損
のため欠失。「端」の下はいったんアキ。印は確認できず。布目麻No.117。

【一四四 布断片 二片 ↓ 武蔵国に移す】

追加二九 白布 第八号 (中倉二〇二第九八号櫃)

(墨書) 天平□年□

◎第八号は整理時に奥を縫い閉じ、見えるのは端の約六〇cmに止まる。この範囲に当該銘文は見えず、部位等の詳細は不明。「整理済古裂明細帳」の記載に従って掲げる。

追加三〇 白布 第四号其二 (中倉二〇二第九八号櫃)

天平神護元年十月

(別筆) 「三尺七寸□」

(裏面、別筆) 「□長三尺七寸」

◎一幅のまま短く切断された布。二四と同じ櫃から出て、同じ巻軸に整理されているが、それ以上の関連は不明。両耳を存し、幅七六・〇cm。銘文は天地ほぼ中央の高さに書かれ、その左が布の端。印は確認できず。別筆の書入れは、現存長一一cmに合致する《第二編未収》。なお『整理済古裂明細帳』は不可明読の円印ありとするが確認できず。本編No.2-32。

追加三一 白布 第一四号其一 (雑四五) (中倉二〇二第九三号櫃)

(足立カ(餘戸カ) □□郡□□郷□□□□□)

(裏面、天地逆、別筆) 「長六尺三寸」

◎一幅のまま切断された布。屏風下地に使用か。両耳を存し、幅六六cm。銘文は天辺近くから書き出し、その右が布の端。印は確認できず。「整理済古裂明細帳」二は「墨書天平□□」と注記するが、ここには別の試案を提示した。裏面は二次使用時の書入れ。

追加三二 鹿布 第一八号 (雑四九) (中倉二〇二第九三号櫃)

中村郷公十鳥甘布

(別筆、天地逆) 「宮寺□□」

(又別筆) 「新宅」

(他端裏面) 和戸□□□寮太 口丈部足嶋

◎一幅の粗布(長さ七三六cm)の両端に墨書がある。「中村…」の右が一方の端。他端の「…足嶋」は反対面に書かれ、その右が布の端。全体が大破するが両耳を存し、幅七〇・五cm。両端とも天辺近くから書き出すが、大ぶりのやや雑な書きぶり、正格の調庸銘の体裁とは様子が違う。積文は一案として提示する。和戸郷は和名抄に相模国足下郡の郷名として見え、中村郷は隣りの餘綾郡のほか全国に例が多い。印は確認できず。

追加三三 白布 (中倉二〇二第二二一号櫃)

天平勝寶八歳十月

◎目の細かい布。紅染が褪色したような色味を帯びる。四周が破れまたは不整な切断。縫い目など製品の形状をうかがわせる痕跡見えず。長さ一〇四

cm。天地辺に織り耳を存し幅七〇・五cm。銘文は天地のほぼ中央に細く小ぶりの文字で書かれ、その右が布の端。印は確認できず。

追加三四 白布断片 (軸装二四〇)

〔天平〕
□□勝寶七歳十月

◎断片化した白布。天辺は織り耳、地辺は破れ、幅三五・五cm存。天辺から銘文を書く。銘文の右は破れで、本来の布端はさらに右。朱方印「□□國印」一顆(左に偏心)。「國印」二字の字形・配置は上野国印に近いが、右半印影はほとんど欠失して照合困難。

二 若干の考察

墨書銘を起点として、どのような方向へ進むか。布・繩に文字を記すことの意味を問うことから、調庸制を一つの核とする民衆からの国家的収奪について分析する重要な視角が導かれる。しかし、この「大きな」問題設定に対して、今回は、麻の特別調査の一環であることに鑑み、現物の調査にあたる中で気づいた「小さな」事象をいくつか拾い上げ、今後の議論の資とすることも意味を持つであろう。その一つのやり方として、「銘文の文字を読む」よりは対象との距離をとる、いわゆる「少し引いた」視点からの観察を試みたい。換言すれば、古文書学的な視点に立って、正倉院

文書や木簡と同じように、「布・繩を読む」ともいえる。

調庸関係墨書銘の主たる法的根拠は、賦役令2調皆随近条である。同条には「凡そ調は皆近きに随いて合成せよ。(1)絹・繩・布の両頭及び糸・綿の囊つみには、具さに(2)国郡里戸主姓名(3)年月日を注せ。各おの(4)国印を以て印せよ。」と規定する(私に句読・科段を付した)。大宝養老令の間には大きな変更はないと見られる。⁽⁴⁾

前節で紹介した個別事例と対比させると、(1)記載の位置(布・繩の端)、(2)国郡郷里戸主(輸納者)に加えて税目数量、(3)輸納の年月はそのまま実例の上で確認され、また(4)国印に付随して印を押す側、すなわち徴税側の責任担当者を明記したのが、(5)(専當・主當)国郡司名(銘文の中でも省略されることが一番多い)であると理解できる。⁽⁵⁾また本条を改訂して、調庸合成布について定めた養老元年十二月格⁽⁶⁾の内容も実例に反映している。なお、交易布・中男作物など、調庸以外の由来をもつ布、東大寺開田地図のように調達の経緯(中央か現地か)が確定しがたい布などの存在も、個々の品質・特徴とあわせて見ていく必要がある。総じて、賦役令の規定が実際の「もの」の上に具現したものと捉えるとき、古文書学でいえば様式論の観点からの整理・分析が展望される。

以下、令文に見える「両頭」を手がかりに考えてみたい。

布一端ないし繩一匹の全体が伝存する例として、従来は上総国細布(三五)、佐渡国調布(六四)、遠江国調黄繩(八八。後編収載)の三例が知られるのみであったが、今回、これに下野(二〇)、上総(三六)の確実な一端完存の事例が加わった。さらに「接続・連続が成立すれば」という限定

付きで常陸（一六・一七・一三九）、下総（三〇・三一と中間未詳の二二（一）・追加四の二例）の事例が追加された。なお、四〇～四二、追加一〇の上総国調貨布も一端の長さを留めているが、銘文は一方の端にしか確認できない。既知の事例では、詳しく書かれた銘文（「繁簡」の語を借りて「繁」と表現する）に対して、もう一方もそれなりの詳しき（「繁」に近い「簡」）のものが優勢であった。しかし追加事例では、年月のみ、国名のみなど、省略の度合いがより大きいもの（「簡」）がその大多数を占め、両端銘文のあり方の多様性が改めて知られることとなった。両端で全く同文の、遠江黄繩（八八）は珍しい事例であることが分かる。

首尾の意識、表裏の意識 このように、銘文に繁簡の差があるとすれば、次に、それと布における記入場所との関係を探るべきであろう。そもそも「両頭」のうち、どちらが真の「始まり」「終わり」なのか。それは、一方の端を「始まり」とした時点で決まるのか、それとも布として成立した時点ですでに決まっているのか。

製織技法については、現代まで続いた手織機の実例や考古遺物の分析から研究が深められている。^⑦その成果に基づき、まず製織工程の標準形として、麻繊維の方向（本末）が揃うように整経し、布の裏面を見ながら織り進め、手前側に巻き取っていくやり方が普通だったと想定してみよう。織り止めまで到達し、機から下ろされる時点までは、織り始め・織り止めの方向は明瞭に認識されていたはずである。しかしその後、「曝」など後処理の工程が介在し（銘文や万葉歌から知られる）、これに伴って巻き返しがなされた可能性もある。織機の上での「始まり」「終わり」は、調庸銘墨書

の記入までには、不分明ないし顧慮を払われなくなっており、墨書記入によってリセットされる。調庸布に転生した後は、首尾の判別の必要がある際には、書かれた銘文の繁簡が主たる指標となった。暫定的にこのような判断を下しておく。

同じ製織工程に由来して、表裏もまた布には存在したはずである。製織の間に手許で糸を継ぐような場合、織手に見えている側で処置し、その痕の残る側を裏面として織っていく。これを標準形と措定して話を進めよう。よく知られているように、紙には表裏がある。和紙の抄造工程では、最終段階の板干しで表裏（紙表・紙裏）が決まる。古代日本の文書原本の観察結果からは、紙表の優先使用（一枚物ないし続紙として利用される際には原則として紙表に書く）という意識が見て取れるのである。布や繩の表裏があったとすれば、先に見た製織の各時点で、どのように意識されたであろうか。

標準形の織り方で織り止めまで到達した完成段階では、自ずと反物の内側に表が来る。後処理工程というブラックボックスを通過するため、調庸銘記入時点での表裏と直結させられないが、反物の状態で、表が内側になるというのは自然な状態である。これを「中表の意識」と仮に呼んでおこう。先の「両頭」よりやや強く「中表」は意識され、守られたのではないかと私は思う。

「中表」を実現する方法は、右のように巻く方法以外に、折り畳むことでも実現可能である。全体を二つ折りにすれば、ここでも「中表」が成立する。なぜこの二つ折り状態を想定するかと言えば、もし賦役令にいう

「両頭」を同時に見たいとき、巻いた状態ではそれが全く不可能であることによる。そういう局面があったらどうか。私は、銘文の記入、国印の押捺はまさにそれが求められる局面だと考える。先に「両頭」の実例について見たが、その記入時、まず一方の端に銘文を書き（国郡司の名を記入する事例、書式の統一感からみて、あらかじめ輸納者側で完全な銘記を準備しておくことは困難であると見る）、巻いて反対の端を出し、そこに銘文を書く、というのはいかにも手間がかかる。ましてや国印について、両端の記入を終えてからでないで捺さない、と杓子定規の運用がなされたら、巻き作業で二往復することになり、なおさらの煩いである。徴収側としても、両端を揃えて持つてこいと命じれば済むことであり、規格検査のための計測も二分の一、あるいは四分の一を計ればよいという余禄も生じる。実際、両端の墨書の書き出しの高さ、字配り、行の曲がり具合など比較すると、それほど間を置かずにほぼ一息で書かれたような気分が感じられる。また、両端で書記面が表裏異なる例が今回確認されているが（三六ほか）は、二つ折りでの記入を想定すると理解しやすい。

国印押捺後は、再び巻かれたと推定しておく。運搬時の安定性からいえば、二枚重ねで巻くより、単層でしっかりと巻いた反物のほうが扱いやすい。この場合、調庸銘（繁簡あれば詳しい方）は、以後の「読まれる時点」（調庸受納以降）では、卷子の外題のように意識されたと思われる。

さて、ここまで「標準形」モデルを提示し、一般論として考察を加えた。実は、個別例それぞれの詳細調査を通じて、布そのものの特徴から、始終の方向や表裏を決定し、銘文の繁簡と照合するという王道が残されている

はずであるが、ここではその方向性を示すに止め、将来の調査に委ねたい。国印について 古代日本の印章についての総合的な業績の到達点として、木内武男『日本の官印』⁸⁾、国立歴史民俗博物館編『日本古代印集成』⁹⁾を指標とすることができている。この諸書は、正倉院文書・東南院文書ほか古代の紙文書紙面に捺された事例を主として採取している。今回の報告では、前編・後編あわせて、布・緇に捺されたものでしか知られていなかった下野・上総・武蔵・越後・土佐・伯耆について国印の存在を確認することができた。このなかには印影の採集が極めて困難な事例もある。また常陸・上野のように既紹介のもので、歪みの少ない印影を得られた国印もある。さらには布・緇の時期年代が明らかとなることで、印の改鑄時期については更なる絞り込みが可能となる事例もある。正確な情報提供には更なる調査が必要であり、他日を期したい。

国印が捺される位置、顆数は、前節に個別に記したとおりであるが、総じて言えば、国が違えばやり方は違い、同じ国内では概ね安定している。捺し方のバリエーションは、根拠となった賦役令の規定のせいかも知れない。「各以国印々之」の「各」を「両頭それぞれ」と解すれば、一つの端には一顆捺せばよい。また具さに記した「国郡里戸主姓名、年月日それぞれに」と受け取れば、顆数の多い信濃のような例が出現する。一方、国を超えて共通する原則と見られるのは、銘文に対する国印の優位である。具体的に言えば、国印は銘文より端に行かず、中心を指向する。印の捺し方で端から遠ざかる方向に「偏心」するのは、すべてこの例と解せる。時には、銘文を避けて印を捺す例もあるが、国としての製造物責任は負うが、銘文

自体に保証を与えることを避けたようにも見える。

また、現状の端で印を切断する例も多い。「印のみ墨書なし」の事例として拾ったが、印は偏心して捺される場合が多い。従ってこれは、国印は許容しても、墨書銘は目障りで許せないという意識の反映とも解せる。製品に仕立てられる際、調庸銘は自ずと製品の端に位置することが多かった。製品の表から調庸銘が見える例は、袋・裏・帳・敷布類などにあるが、それなりの理由があり、できれば目立たぬように、という原則を想定するのは自然であろう。例えば、一二三の浄衣の例は、作業着という用途があつて、別布に由来する二つの銘文が裾表に出てもお構いなしとなる。

気になる場合、長さを減じてまでわざわざ墨書を切り捨てたのだろうか。状況証拠だが、布の両端の残る例では、四丈二尺の規定より長めの実寸を測る。両端の調庸銘を除いた正味で基準をクリアして、寸足らずの疑いを回避する意識も働いたろう。また、ここまで区別せず論じてきたが、墨書銘を書くことの意識そのものが、麻布と絁との間で、差があるように感じられる。端までのアキの取り方もその一つで、絁には端からかなり離れた位置への銘文記入の事例がある。

(すぎもと かずき 宝物調査員・前 正倉院事務所長)

注

- (1) 松嶋順正『正倉院宝物銘文集成』一九七八年、吉川弘文館。
- (2) 杉本一樹「正倉院繊維製品の調庸関係銘文をめぐって―東大寺要録封戸水田章への展望」、『東大寺の新研究2 歴史のなかの東大寺』二〇一七年、法蔵館所収（本稿の内容によって訂正を要する箇所がある）。
- (3) 布目順郎「正倉院の繊維類について」『書陵部紀要』第二六号、一九七五年、のち「正倉院の繊維類」と改題して『布目順郎著作集』二、一九九九年、桂書房に再録。
- (4) 仁井田陞著・池田温編集代表『唐令拾遺補』一九九七年、東京大学出版会。一三五―一三六頁。
- (5) これら各要素について、松嶋原著に基づいて整理を試みた業績に、亀谷弘明「調庸布絁墨書銘と徴税機能―国印の押印箇所を手がかりに」、『国立歴史民俗博物館研究報告七九集 日本古代印の基礎的研究』一九九九年、がある。
- (6) 『続日本紀』養老元年十一月戊午条。養老元年十二月二日格（『令集解』賦役令1・4条古記所引）。
- (7) 長野五郎・ひろいのおこ「織物の原風景―樹皮と草皮の布と機―」一九九九年、紫紅社。東村純子『考古学からみた古代日本の紡織』二〇一一年、六一書房。
- (8) 木内武男『日本の官印』一九七四年、東京美術。
- (9) 国立歴史民俗博物館編『日本古代印集成』一九九六年、国立歴史民俗博物館。